議案第６８号

公有財産の焼損事案に係る和解の件（マンホールポンプ制御盤焼損事案）

マンホールポンプ制御盤焼損事案について、次のとおり和解を行うことにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議決を求める。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

１　当事者

（１）　被害者（甲）　兵庫県淡路市生穂新島８番地
淡路市長　戸田　敦大

（２）　加害者（乙）　兵庫県洲本市山手２丁目３番２８号
関西電力送配電株式会社神戸本部
淡路配電営業所　所長　山野　暢之

２　和解条項

（１）　乙は甲に対し、乙が停電復旧後の送電により過剰な電流が流れたことにより、甲が設置するマンホールポンプ制御盤を焼損させた事案（以下「本件事案」という。）を起こした事実を認め、本件事案の損害賠償金として、２，５４９，５１８円の支払義務があることを認める。

（２）　前号の損害賠償金２，５４９，５１８円を、本和解成立後１か月以内に、甲の指定する口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

（３）　甲及び乙は、本件事案に関し、本和解によって全て解決し、和解条項に定めるもののほか、甲、乙間には、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

（４）　甲及び乙は、本件事案に関していかなる事情が発生しても、裁判上、裁判外を問わず一切の異議申立て及び請求を行わないことを誓約する。

（５）　本和解は、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により、淡路市議会の議決により、この内容をもって、確定するものとする。

３　事案内容

令和５年１月２７日午前８時４１分頃、停電が発生し、停電復旧後の送電によりマンホールポンプ制御盤に過剰な電流が流れたため焼損したことについて、乙と協議を行い、原状回復工事等に要した費用の一部を損害賠償金として乙が負担

すること、本件事案に関して一切の異議申立て及び請求をしないことなど、民法（明治２９年法律第８９号）第６９５条の規定に基づき、双方で和解するものである。

１．位置図



２．施工前





３.施工後


発注者 淡路市　様
工事名称 北淡MP１９号制御盤更新工事
対象箇所
撮影内容 据付完了
受注者 神鋼環境メンテナンス株式会社


発注者 淡路市　様
工事名称 北淡MP１９号制御盤更新工事
対象箇所
撮影内容 完成
受注者 神鋼環境メンテナンス株式会社

議案第６９号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議決を求める。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

１　施設の名称及び所在地

（１）　名　称　淡路市岩屋温浴施設「美湯　松帆の郷」

（２）　所在地　兵庫県淡路市岩屋３５７０番地７７

２　指定する団体の名称及び所在地

（１）　名　称　株式会社キャトルセゾン松帆　代表取締役　岸本　保

（２）　所在地　兵庫県淡路市岩屋３５７０番地４

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（参考資料）

１　施設の名称　淡路市岩屋温浴施設「美湯　松帆の郷」

２　指定する団体の選定理由

この施設は、市民の健康福祉を増進するとともに、地域の活性化に寄与することを目的として設置された温浴施設である。

この施設の設置目的に即した管理運営を効率的かつ効果的に行うため、従前から運営ノウハウ等を有し、地域活性化を図ることを目的に、市が出資して設立された「株式会社キャトルセゾン松帆」が、その民間活力を活用して運営することによって、将来的な事業効果が明確に期待できるとともに、この施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成できるものと認められるので、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成１７年淡路市条例第１９号）第５条第１項の規定に基づき、公募によらず、引き続き、同社を指定管理者として選定する。

３　指定する団体の概要

（１）　設立年月日　平成１０年１２月２日

（２）　資本金　　１億７，０００万円

（３）　年商（令和７年度）　２億９０９万円

（４）　従業員数（令和８年１１月現在）　３６人

（５）　事業内容

ア　温泉利用施設の運営

イ　飲食店業

ウ　土産品店の経営

エ　アからウまでの業務に附帯する一切の業務

4　令和６年度及び令和７年度における損益計算書

（単位：千円）

科　目	令和６年度	令和７年度	備　考
損益計算書			
売上高	２０８，６５７	２０９，０９４	
指定管理料	－	－	
売上原価	４９，９６５	５２，２６２	
売上総利益	１５８，６９２	１５６，８３２	
販売費及び一般管理費	１４３，６２５	１４５，０５３	
営業利益	１５，０６７	１１，７７９	
営業外収益	４，４０７	４，７７３	
営業外費用	－	－	
経常利益	１９，４７４	１６，５５２	
特別利益	－	－	
特別損失	－	－	
税引前当期純利益	１９，４７４	１６，５５２	
法人税等	４，２６１	４，１０４	
当期純利益	１５，２１３	１２，４４８	

※　上記金額は、税抜きです。

5　令和６年度及び令和７年度における来館者の実績

（単位：人）

区　　分	令和６年度	令和７年度	備　考
岩屋温浴施設	１８３，７７０	１７９，２３９	

議案第７０号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議決を求める。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

１　施設の名称及び所在地

（１）　名　称　淡路市津名産地直売所

（２）　所在地　兵庫県淡路市中田４１３９番地４

２　指定する団体の名称及び所在地

（１）　名　称　株式会社淡山海（あわさんかい）　代表取締役　柴田　浩典

（２）　所在地　兵庫県淡路市佐野９２８番地

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（参考資料）

１　施設の名称　淡路市津名産地直売所

２　指定する団体の選定理由

この施設は、食品商業の活性化による地域活力の回復及び増進を図るため、地場で生産された農林水産物等の販路拡大を通じて消費者ニーズへ的確に対応することを目的とした施設である。

この施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成するため、指定管理者制度により、施設の管理運営を民間事業者に委ねることで、経費の削減を図るとともに、民間事業者が有する専門的知識や、経営ノウハウ等を積極的に活用することによって、地域における農林水産物の発信拠点として、より良質なサービスの提供が期待でき、施設の効用及び地域の発展に資することが認められる。

以上のことから、引き続き、公募により指定管理者制度を導入することとし、応募のあった１社を対象として、選定審議会による審査を行ったところ、これまでの安定した実績及び指定管理で培ったノウハウを生かした管理運営が期待できると認められる「株式会社淡山海（あわさんかい）」が、指定管理者として適当であると答申があったので、引き続き、同社を指定管理者として選定する。

なお、指定管理者の指定期間につきましては、現在の指定期間より長期間とすることで、集客施設である本施設において、積極的な設備投資が図られ、施設の効用がより高められること並びに常に指定管理業務について検証と改善を繰り返すことで、新たな発想に基づくサービスの質の向上及び地域産業の活性化が図られ、長期的に安定した施設運営が可能となることから、５年間とする。

３　指定する団体の概要

（１）　設立年月日　令和５年８月１日

（２）　資本金　　４００万円

（３）　従業員数（令和８年１０月３１日現在）　２人

（４）　事業内容

ア　地方自治法に基づく指定管理者制度による公共施設の運営受託

イ　水産物、農産物及び畜産物の直売施設の設置、運営及び管理

ウ　水産物、農産物、畜産物並びにそれらの加工品及び土産品の販売

エ　酒類の販売

オ　不動産の売買、賃貸及び管理

カ　飲食店の経営

キ　アからカまでの事業に附帯関連する事業

議案第７１号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議決を求める。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

１　施設の名称及び所在地

（１）　名　称　淡路市香りの公園

（２）　所在地　兵庫県淡路市多賀５３０番地１

２　指定する団体の名称及び所在地

（１）　名　称　株式会社淡路島パルシェ　代表取締役　石井　廣志

（２）　所在地　兵庫県淡路市尾崎３０２５番地１

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（参考資料）

１　施設の名称　淡路市香りの公園

２　指定する団体の選定理由

この施設は、四季折々の草花と木の香りに親しむことができる憩いの広場を市民に提供し、交流やレクリエーション活動を通じて心身の健康の増進を図ることを目的として設置された施設である。

この施設の管理運営を効率的かつ効果的に行うためには、同じく「香り」をテーマとした観光施設である「淡路香りの館」及び「パルシェ香りの湯」と連携した運営により地域活性化を図る必要があることから、これらの観光施設の指定管理者である「株式会社淡路島パルシェ」に管理運営を委ねることが適当であり、また、これまでに培われてきた経営等の実績やノウハウを積極的に活用して、これらの施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成できるものと認められるので、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成１７年淡路市条例第１９号）第５条第１項の規定に基づき、公募によらず、引き続き、市が出資する同社を指定管理者として選定する。

３　指定する団体の概要

（１）　設立年月日　平成２４年１１月１日

（２）　資本金等　１億円

（３）　年商（令和７年度）　１億８，４１１万円

（４）　従業員数（令和８年１１月現在）　３０人

（５）　事業内容

ア　「淡路市の公の施設」の指定管理の受託

イ　「淡路香りの館」、「パルシェ香りの湯温泉棟」、「パルシェ香りの湯宿泊棟」、「淡路島いちのみや温泉」、「特産館」、「パルシェ・マルシェ」及び「市民農園」の管理運営

ウ　ふるさと特産品の開発及び販売

エ　文化サロンの開催及び香り教育の啓蒙普及

オ　イベント及びセレモニーの企画及び管理運営

カ　飲食店の経営

キ　菓子及びソフトクリームの製造販売

ク　草花の栽培及び展示販売

ケ　アからクまでの業務に附帯する一切の業務

4　令和６年度及び令和７年度における決算

（単位：千円）

科　目	令和６年度	令和７年度	備　考
損益計算書			
売上高	１１，２８０	１１，２８０	
指定管理料	１１，２８０	１１，２８０	
売上原価	－	－	
売上総利益	１１，２８０	１１，２８０	
販売費及び一般管理費	１０，９５０	１１，５７６	
営業利益	３３０	△２９６	
営業外収益	－	－	
営業外費用	－	－	
経常利益	３３０	△２９６	
特別利益	－	－	
特別損失	－	－	
税引前当期純利益	３３０	△２９６	
法人税等	－	－	
当期純利益	３３０	△２９６	

※　上記金額は、税抜きです。

5　令和６年度及び令和７年度における来園者の実績

（単位：人）

区　　分	令和６年度	令和７年度	備　　考
淡路市香りの公園	１５，１３０	１６，０１０	

議案第７２号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議決を求める。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

１　施設の名称及び所在地

（１）　名　称　淡路市東浦農林漁家高齢者センター

（２）　所在地　兵庫県淡路市浦６２３番地

２　指定する団体の名称及び所在地

（１）　名　称　東浦手づくり加工グループ　会長　昆陽　隆子

（２）　所在地　兵庫県淡路市浦８４６番地

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（参考資料）

１　施設の名称　淡路市東浦農林漁家高齢者センター

２　指定する団体の選定理由

この施設は、地域の農林漁業の振興と地域社会の研修及び生活改善の場を提供することによって、住民の福祉の向上及び生活の安定を図ることを目的として整備したものであり、民間事業者が地域の活力を活用した管理運営を行うことで、この施設の効用及び地域の発展に資するものと認められる。

以上のことから、引き続き、公募により指定管理者制度を活用することとし、応募のあった１団体を対象に、指定管理者候補者選定・評価審議会による審査を行ったところ、地元の団体である「東浦手づくり加工グループ」が当該施設において地元特産品を使った商品開発、製造、販売等により地域の活力を生かした取組を実践するなど、当該施設を最大限に活用し、適正に管理運営ができるものと評価され、指定管理者として適当であるとの答申があったので、同団体を指定管理者として選定する。

３　指定する団体の概要

（１）　設立年月日　　平成３年４月１日

（２）　会員数（令和８年１１月現在）　６人

（３）　事業内容

ア　農産物活用に関する講習会、見学会等の開催

イ　地産地消の推進

ウ　起業化に向けた取組

エ　アからウまでに掲げるもののほか、団体の目的を達成するために必要な事業

議案第７３号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議決を求める。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

１　施設の名称及び所在地

（１）　名　称　淡路市仮屋漁港駐車場

（２）　所在地　兵庫県淡路市仮屋漁港内

２　指定する団体の名称及び所在地

（１）　名　称　仮屋漁業協同組合　代表理事組合長　相田　欽司

（２）　所在地　兵庫県淡路市仮屋１１２番地１

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（参考資料）

1　施設の名称　淡路市仮屋漁港駐車場

2　指定する団体の選定理由

この施設は、仮屋漁港区域内周辺の車両整理を行い、同漁港施設の円滑な利用の促進を図るとともに、地域漁業者のみならず、地域住民らの生活の利便性を高め、安全・安心な生活環境を構築することを目的として作られた漁業者と地域住民との地域コミュニティを活用した駐車場利便施設である。

この施設を適正に維持管理するとともに、管理運営を効率的かつ効果的に行うため、当該地域の「仮屋漁業協同組合」が管理運営することによって、この施設の効用及び地域の発展に資するものと認められるので、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成１７年淡路市条例第１９号）第５条第１項の規定に基づき、公募によらず、引き続き、公共的団体である同組合を指定管理者の候補者として選定する。

3　指定する団体の概要

（1）　設立年月日　　昭和２４年１０月１８日

（2）　資本金等　　１億８，２１０万円

（3）　年商　　１０億６，６３２万円

（4）　従業員数（令和８年１０月現在）　７人

（5）　事業内容

ア　水産資源の管理及び水産動植物の増殖

イ　水産に関する経営及び技術の向上に関する指導

ウ　組合員の事業又は生活に必要な物資の供給

エ　組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売

オ　組合員の漁業に必要な施設の管理及び運営

カ　組合員の福利厚生に関する事業

キ　漁業共済事務及び信用事業に関わる事務

４　令和５年度から令和７年度までにおける収支実績

（単位：円）

	区　分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
収入	駐車場使用料 （駐車台数）	3,441,450 （22,910 台）	3,409,050 （22,727 台）	3,337,500 （22,235 台）
	組合負担金	0	30,150	49,622
	計	3,441,450	3,439,200	3,387,122
支出	人件費	1,486,959	1,440,000	1,440,000
	委託費	1,257,600	1,276,228	1,276,228
	消耗費	31,235	54,096	48,055
	光熱水費	665,656	668,876	622,839
	計	3,441,450	3,439,200	3,387,122
収支差引		0	0	0

議案第７４号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議決を求める。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

１　施設の名称及び所在地

（１）　名　称　淡路市北淡震災記念公園

（２）　所在地　兵庫県淡路市小倉１７３番地１

２　指定する団体の名称及び所在地

（１）　名　称　株式会社ほくだん　代表取締役　米山　正幸

（２）　所在地　兵庫県淡路市小倉１７７番地

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（参考資料）

１　施設の名称　淡路市北淡震災記念公園

２　指定する団体の選定理由

北淡震災記念公園は、「野島断層保存館」、「セミナーハウス」、「震災体験館」及び「公園緑地広場等」で構成されており、阪神・淡路大震災の生きた教材であり、国指定天然記念物である野島断層を保存展示し、学術に関する知識の普及及び文化の向上に資するとともに、地域住民と観光客の交流の場としての利便施設を提供し、市民の健康及び福祉の増進を図ることを目的とした施設である。

今後、大震災の記憶を風化させず、教訓を含めて後世に伝承し、巨大地震を見据えた防災意識の向上を図るなど、本施設の教育的価値及び意義がますます高まっていることを踏まえ、歴史的教材であり、文化財である野島断層を適正に維持し、震災の教訓を啓発していく必要がある。

これらの施設の指定管理を行うに当たっては、これまでの運営ノウハウにより、現状の入館者数を維持しながら適正に管理し、運営を行う必要があるため、引き続き、「株式会社ほくだん」にその管理運営を委ねることで、これらの施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるものと認められるので、淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年淡路市条例第１９号）第５条第１項の規定に基づいて、公募によらず、市が出資する同社を指定管理者として選定する。

３　指定する団体の概要

（１）　設立年月日　平成９年１１月２５日

（２）　資本金　２，９００万円

（３）　年商（令和７年度）　１億９，６７５万円

（４）　従業員数（令和８年１１月現在）　１１人

（５）　事業内容

ア　北淡震災記念公園の施設の維持管理の受託

イ　防災教育に係る啓蒙、普及事業等の受託

ウ　淡路市の公園及び附属施設等の清掃及び管理業務

エ　発電並びに電力の買取及び小売事業

４　令和６年度及び令和７年度における損益計算書

（単位：千円）

科　目	令和６年度	令和７年度	備　考
損益計算書			
売上高	１８３，５８１	１９６，７５５	
うち指定管理料	１３，２７２	１３，２７２	
売上原価	７３，５０７	７５，１８３	
売上総利益	１１０，０７４	１２１，５７２	
販売費及び一般管理費	１１０，６１７	１１１，０３６	
営業利益	△５４３	１０，５３６	
営業外収益	４，４３３	３，５６６	
営業外費用	１，３３２	３，００８	
経常利益	２，５５８	１１，０９４	
特別利益	１９３，３４５	０	
特別損失	１９３，３４５	０	
税引前当期純利益	２，５５８	１１，０９４	
法人税等	８４０	８８５	
当期純利益	１，７１８	１０，２０９	

※　上記金額は、税抜きです。

５　令和６年度及び令和７年度における来館者の実績

（単位：人）

区　　分	令和６年度	令和７年度	備　考
北淡震災記念公園	１２２，６４０	１３２，９０６	

議案第７５号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議決を求める。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

１　施設の名称及び所在地

（１）　名　称　淡路市立陶芸館

（２）　所在地　兵庫県淡路市浦６６８番地１

２　指定する団体の名称及び所在地

（１）　名　称　舞鶴トレード株式会社　代表取締役　桂　宗裕

（２）　所在地　大阪府箕面市新稲五丁目１５番１８号

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（参考資料）

1　施設の名称　淡路市立陶芸館

2　指定する団体の選定の理由

この施設は、陶芸体験教室等の開設、陶芸品の展示によって、市を訪れる人々と地域住民の芸術文化の振興を図り、活気ある地域づくりを推進することを目的として設置された地域密着型の文化施設であり、「淡路市立中浜稔猫美術館」に隣接していることから、これらの施設の一体的な管理運営を、引き続き民間事業者に委ねることで、施設の設置目的に合致した効果的な管理運営により、経費の節減を図るとともに、民間事業者が有する専門的知識や、経営ノウハウ等を積極的に活用することによって、地域における芸術文化の振興拠点として、より良質なサービスの提供、施設間の相乗効果等が期待できることはもとより、これらの施設の効用及び地域の発展に資することができるものと認められる。

以上のことから、引き続き、指定管理者制度を活用することとし、応募のあった１社を対象に、選定審議会による審査を行ったところ、これらの施設の指定管理者として実績があり、これまで培ったノウハウを有する舞鶴トレード株式会社が効果的な管理運営を行うことができるなど、指定管理者として適当であると答申があったので、同社を指定管理者として選定する。

3　指定する団体の概要

（1）　設立年月日　平成１８年２月１０日
（2）　資本金　　３００万円
（3）　年商（令和７年度）　３，３９９万円
（4）　従業員数（令和８年９月現在）　１人
（5）　事業内容
　　施設管理業務
（6）　団体の沿革
　　平成１８年　２月　舞鶴トレード株式会社の設立
　　平成２２年　６月　舞鶴市及び福知山市の指定ごみ袋製造業務の受託
（7）　指定管理者としての実績
　　平成２５年　４月　淡路市立中浜稔猫美術館、同市立陶芸館
　　平成２８年　４月　淡路市立中浜稔猫美術館、同市立陶芸館
　　平成３１年　４月　淡路市立中浜稔猫美術館、同市立陶芸館
　　令和　４年　４月　淡路市立中浜稔猫美術館、同市立陶芸館

議案第７６号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議決を求める。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

１　施設の名称及び所在地

（１）　名　称　淡路市立中浜稔猫美術館

（２）　所在地　兵庫県淡路市浦６６８番地２

２　指定する団体の名称及び所在地

（１）　名　称　舞鶴トレード株式会社　代表取締役　桂　宗裕

（２）　所在地　大阪府箕面市新稲五丁目１５番１８号

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（参考資料）

1　施設の名称　淡路市立中浜稔猫美術館

2　指定する団体の選定の理由

この施設は、墨絵教室等の開設、美術品の展示等によって、市を訪れる人々と地域住民の芸術文化の振興を図り、活気ある地域づくりを推進することを目的として設置された地域密着型の文化施設であり、「淡路市立陶芸館」に隣接していることから、これらの施設の一体的な管理運営を、引き続き民間事業者に委ねることで、施設の設置目的に合致した効果的な管理運営により、経費の節減を図るとともに、民間事業者が有する専門的知識や、経営ノウハウ等を積極的に活用することによって、地域における芸術文化の振興拠点として、より良質なサービスの提供、施設間の相乗効果等が期待できることはもとより、これらの施設の効用及び地域の発展に資することができるものと認められる。

以上のことから、引き続き、指定管理者制度を活用することとし、応募のあった１社を対象に、選定審議会による審査を行ったところ、これらの施設の指定管理者として実績があり、これまで培ったノウハウを有する舞鶴トレード株式会社が効果的な管理運営を行うことができるなど、指定管理者として適当であると答申があったので、同社を指定管理者として選定する。

3　指定する団体の概要

（1）　設立年月日　平成１８年２月１０日
（2）　資本金　　３００万円
（3）　年商（令和７年度）　３，３９９万円
（4）　従業員数（令和８年９月現在）　１人
（5）　事業内容
　　施設管理業務
（6）　団体の沿革
　　平成１８年　２月　舞鶴トレード株式会社の設立
　　平成２２年　６月　舞鶴市及び福知山市の指定ごみ袋製造業務の受託
（7）　指定管理者としての実績
　　平成２５年　４月　淡路市立中浜稔猫美術館、同市立陶芸館
　　平成２８年　４月　淡路市立中浜稔猫美術館、同市立陶芸館
　　平成３１年　４月　淡路市立中浜稔猫美術館、同市立陶芸館
　　令和　４年　４月　淡路市立中浜稔猫美術館、同市立陶芸館